

## 特別支援教育就学奨励費制度のお知らせ

和光市では、市立小・中学校の特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者等の経済的な負担を軽減するために、学用品費、給食費等の就学にかかる費用の一部を補助しています。

補助経費の費目・支給額等については[裏面](#)をご参照ください。

この制度は、「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に基づいた制度で、世帯の収入等に応じ、就学のための必要な経費の一部を国が補助するものです。支給費目・支給額は世帯全員の所得金額の状況により異なり、所得金額の状況によっては支給の対象とならない場合もあります。

### 対象者

- 1.市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者
- 2.市立小・中学校の通常学級に通っている、学校教育法施行令第22条の 3 に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者
- 3.学校教育法施行規則第140条の規定により、通級指導教室に通っている児童生徒の保護者
  - \*通級指導教室に通っている方は、通学費のみが対象です。
  - \*申請には、前年に収入があった19歳以上の世帯員全員(扶養の範囲内で収入があった方を含む)の住民税(市・県民税)申告が必要です。収入が無かった方は、収入が無かった旨を申告してください。
  - \*世帯全員の所得金額の状況等により支給の対象とならない場合もあります。

### 補助経費・支給額一覧(令和 8 年度)

最も補助経費が多い世帯を想定したものです。年度によって変更される場合があります。就学援助費を受給している場合、同様の補助がある経費については対象になりません。

費目	支給額
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 (対象:新小学1年生、新中学1年生)	小学校: 28,530 円 中学校: 31,500 円
学用品・通学用品購入費 (対象:全学年)	小学校: 5,820 円 中学校: 11,370 円
校外活動費(遠足・社会科見学等) (対象:全学年)	実費の2分の1 上限あり 小学校:上限 10,790 円 中学校:上限 28,860 円
修学旅行費 (対象:小学6年生、中学3年生)	
林間学校費 (対象:実施した学年)	それぞれ年間に1回分を支給
学校給食費 (対象:全学年)	実費の2分の1
オンライン学習通信費 (対象:全学年)	学校からの指示により、家庭でのオンライン学習等を実施した際にかかる通信費の額(上限 7,000 円)

通学費 ※1 ※2 (対象:全学年)	通学にかかる交通費の額(実費)(公共交通機関) 世帯所得等により実費の2分の1の場合あり
	送迎にかかるガソリン代(自家用車等) 世帯所得等により実費の2分の1の場合あり
交流学习交通費 (対象:全学年)	交通費の額(実費) 世帯所得等により実費の2分の1の場合あり
職場実習交通費 (対象:中学生)	交通費の額(実費) 世帯所得等により実費の2分の1の場合あり

※1 通学費・交通費の支給は、最も経済的な通常の経路及び方法による経費を対象としています。

※2 通級指導教室に通っている場合は、通級指導教室への通学に係る特別に要する交通費のみが対象になります。

【問合せ】 和光市教育委員会事務局 学校教育課 学務担当

電話 048-424-9148(直通)